

「北海道の mokuiku（木育）」推進事業
（木育マイスターの活動に対する支援）実施要領

〔令和 2 年（2020 年）5 月 8 日付け森活第 90 号〕

1 事業目的

木育の活動を全道に広げ、木育の取組を通して森林づくりへの道民の関心を高めるためには、木育マイスター（木育マイスター認定要領（平成 23 年 2 月 9 日付け林業木材第 1331 号）第 4 に基づき、北海道知事により認定された者。以下「木育マイスター」という。）の活躍の機会の増加が重要であることから、その活動に対する支援により、木育の道民運動としての定着を図る。

この事業の実施及び助成については、この要領のほか、北海道補助金等交付規則（昭和 47 年北海道規則第 34 号、以下「交付規則」という）に定めるところによる。

2 事業内容

幅広い年代や地域の人々を対象に行う木育活動（森林体験や木工体験等）の実施

3 事業実施主体

木育マイスター及び木育マイスターが組織する団体

4 助成

知事は、交付規則に基づき、事業実施主体に対し、本事業の実施に必要な経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

5 補助金の交付申請

(1) 補助金の交付を申請しようとする者は、交付規則第 3 条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、補助金等交付申請書（水林第 1 号様式（昭和 49 年北海道告示第 814 号による告示様式。以下「水林第〇号様式」という。））に、次に掲げる関係書類を添えて知事に提出するものとする。

- ア 事業計画（実績）書（水林第 2 号様式）
- イ 補助金等交付申請額算出調書（水林第 14 号様式）
- ウ 経費の配分調書（水林第 18 号様式）
- エ 事業予算書（水林第 20 号様式）
- オ 資金収支計画書（水林第 32 号様式）
- カ 木育活動実施計画（実績報告）書（別記様式）

(2) 補助金の交付申請時に当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方消費税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

6 補助金の交付決定

知事は、5の補助金等交付申請書を受理し、その内容が適当であると認めたときは、交付規則第4条の規定に基づき、補助金の交付の決定をし、その旨を事業実施主体に通知するものとする。

7 補助金の交付条件

補助金を交付する場合は、「補助金等に係る標準様式の設定について（昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達）」第1号様式に定める交付条件のほか、次の条件を付すものとする。

(1) 補助事業等の内容を変更するときは、知事の承認を受けなければなりません。ただし、補助対象経費の20パーセントを超えない増減については、この限りではありません。

8 補助対象経費及び補助率

補助金の交付の対象となる経費は、事業に要する経費のうち、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率
報償費（連携して木育活動を行う木育マイスター等への謝金）	2分の1以内
旅費（連携して木育活動を行う木育マイスター等含む）	
需用費（資材費、消耗品費、印刷製本費）	
役務費（通信費、手数料、木製遊具等運搬費）	
使用料及び賃借料（会場等借上費、木製遊具等レンタル料）	

9 補助事業等の中止又は廃止

(1) 事業実施主体は、補助事業等の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業実施主体は、補助事業等が期限までに完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

10 補助金の実績報告

事業実施主体は、補助事業等が完了したとき（廃止の承認を含む。）は、交付規則第14条の規定に基づき、補助事業等実績報告書（水林第28号様式）に、次に掲げる関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- ア 事業計画（実績）書（水林第2号様式）
- イ 補助金等精算書（水林第29号様式）
- ウ 事業精算書（水林第31号様式）
- エ 木育活動実施計画（実績報告）書（別記様式）

11 補助金の額の確定等

知事は、10の実績報告書を受理したときは、交付規則第15条の規定に基づき、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

附則

この要領は、令和2年（2020年）5月8日から適用する。

